

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開(別紙様式1)

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法 人の区 分	国所 管、都 道府県 所管の 区分	応札・ 応募者 数	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開(別紙様式2)

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によ ることとした会 計法令の根拠 条文及び理由 (企画競争又は 公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法 人の区 分	国所 管、都 道府県 所管の 区分	応札・ 応募者 数	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開(別紙様式3)

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法 人の区 分	国所 管、都 道府県 所管の 区分	応札・ 応募者 数	
令和7～11年度広島 労働局における業務 用自動車賃貸借	支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行 広島労働局総務部 広島市中区上八丁堀 6-30	令和7年9月4日	三菱オートリース株式 会社 東京都港区芝5-33- 11	2010401028728	一般競争入札	11,320,705	10,543,500	93.1%				
広島労災特別介護施 設 Wi-Fi環境構築業 務委託	支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行 広島労働局総務部 広島市中区上八丁堀 6-30	令和7年9月9日	トーテックアメニティ株 式会社 愛知県名古屋市区 名駅2丁目27番8号	7180001038759	一般競争入札	20,000,000	18,645,000	93.2%				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開(別紙様式4)

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠 条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法 人の区 分	国所 管、都 道府県 所管の 区分	応札・ 応募者 数	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。